

習志野市告示第143号

習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市及び事業者が相互に連携し、高齢者の見守りを行い、異変が確認されたときの的確な対応を促進する事業（以下「高齢者見守り事業者ネットワーク事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 おおむね65歳以上の者をいう。
- (2) 高齢者の見守り 見守り協力事業者が自身の事業活動において、地域の高齢者について異変を発見したときに、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定により設置された地域包括支援センター（以下「高齢者相談センター」という。）に連絡することをいう。
- (3) 見守り協力事業者 次条の規定により市と協定を締結し、登録された事業者をいう。

(見守り協力事業者との協定)

第3条 市長は、市内で事業活動を行う事業者で、高齢者見守り事業者ネットワーク事業の趣旨に賛同しているものと協定を締結し、当該協定を締結した者を見守り協力事業者名簿（別記様式）に登録する。

(見守り協力事業者の業務)

第4条 見守り協力事業者は、高齢者見守り事業者ネットワーク事業の趣旨に従事者に周知し、高齢者の見守りを行うものとする。

(見守り協力事業者より収集する情報)

第5条 見守り協力事業者が高齢者相談センターに連絡する高齢者の見守りに係る情報は、当該高齢者の氏名、住所、性別及び異変が確認されたときの状況とする。

(認知症サポーター養成講座の受講)

第6条 見守り協力事業者は、市が介護保険法第115条の45第3項第3号に基づき実施する地域支援事業である認知症サポーター養成講座を、可能な限り従業者に受講させるよう努めなければならない。

(市の業務)

第7条 市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高齢者見守りネットワーク事業に関する普及及び啓発
- (2) 見守り協力事業者との協定の締結及び見守り協力事業者の登録
- (3) 見守り協力事業者名簿の作成及びホームページ等への公開
- (4) 見守り協力事業者との連絡調整
- (5) その他高齢者見守りネットワーク事業の実施に関する必要な業務

(高齢者相談センターの業務)

第8条 高齢者相談センターは、高齢者見守りネットワーク事業に関する普及及び啓発を行うとともに、高齢者の見守りに関する連絡を受けた際は、見守り協力事業者より提供された情報と、高齢者相談センター及び関係各課の業務において蓄積された対象高齢者の情報を照らし合わせることで、対象高齢者の状況を確認し、当該高齢者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等を実施するものとする。

(個人情報保護)

第9条 見守り協力事業者及びその従事者は、高齢者見守り事業者ネットワーク事業に関し知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び習志野市個人情報保護条例(平成10年条例第22号)の規定並びに市の指導に従い適切に取り扱うよう、必要な措置を講じなければならない。

(見守り協力事業者の守秘義務)

第10条 見守り協力事業者及びその従事者は、高齢者見守り事業者ネットワーク事業に関し知り得た情報を他に漏らし、又は高齢者の見守り以外の目的に利用してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、高齢者見守り事業者ネットワーク事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年5月25日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による見守り協力事業者との協定の締結、見守り協力事業者の登録その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和3年2月9日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行する。

